

改正案	現行
<p>（登録の申請手続）</p> <p>第十五条 令第八条の規定により登録の申請をしようとする者は、申請書に、住民票の写し（法人にあつては、定款又は寄付行為及び登記事項証明書）及び次の事項を記載した書面を添えて、当該登録に係る講習会の実施地の都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>（業務の休廃止の届出）</p> <p>第十九条 登録講習会の実施者は、令第十三条の規定により登録講習会の業務を休止し、又は廃止しようとするときは、次に掲げる事項をその登録講習会の実施地の都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（権限の委任）</p> <p>第五十条 法第四十二条の三第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。</p>	<p>（登録の申請手続）</p> <p>第十五条 令第八条の規定により登録の申請をしようとする者は、申請書に、住民票の写し（法人にあつては、定款又は寄付行為及び登記事項証明書）及び次の事項を記載した書面を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>（業務の休廃止の届出）</p> <p>第十九条 登録講習会の実施者は、令第十三条の規定により登録講習会の業務を休止し、又は廃止しようとするときは、次に掲げる事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（権限の委任）</p> <p>第五十条 法第四十二条の三第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第一号に掲げる権限（登録の取消しに係るものに限る。）を自ら行うことを妨げない。</p>

(削る)

(削る)

- 一 法第三十一条第一項に規定する権限
- 二 法第三十七条第二項に規定する権限
- 三 法第三十八条第二項に規定する権限

(削る)

一 法第十二条第五項第三号に関する権限（養成施設の登録、登録の申請、変更の届出、報告の徴収、登録の取消し及び登録取消しの申請に係るものに限る。）

二 法第十二条第五項第四号に関する権限（適合命令、改善命令、報告の徴収及び立入検査に係るものに限る。）

三 法第三十一条第一項に規定する権限

四 法第三十七条第二項に規定する権限

五 法第三十八条第二項に規定する権限

2 法第四十二条の三第二項の規定により、前項第一号に掲げる権限は、地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が当該権限を自ら行うことを妨げない。